

今月のメニュー

1. 事務所カフェ
2. フォトブック
3. 平成 25 年度
税制改正
4. 事業内容
5. 編集後記

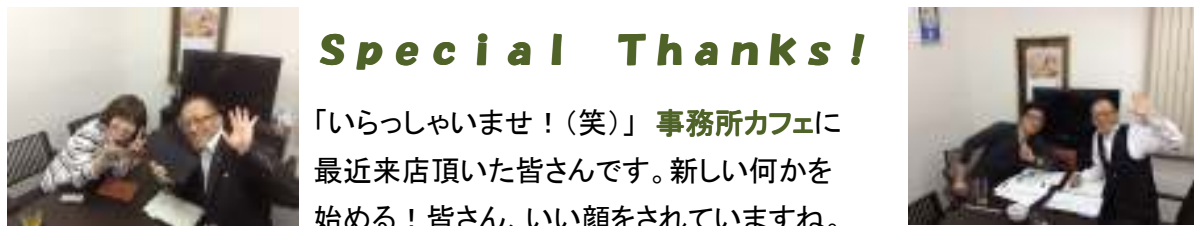
5 月は新緑の季節！実は、私のラッキーカラーもグリーンなんです！

緑色には赤色とは、また違うパワーを感じます。それは何か“新しく始まる”そんな若い力、勢い的なパワーを感じるのです。それはきっと新規開業や新規事業など新しく何かを始める人たちが持っているパワーと同じだと思うのです。最近、**事務所カフェ**に「新しい何かを始めよう！」という思いで訪ねて来てくれる方が増えました。その度に新たな刺激を頂けることが何より嬉しいのです。



Special Thanks!

「いらっしゃいませ！（笑）」**事務所カフェ**に最近来店頂いた皆さんです。新しい何かを始める！皆さん、いい顔をされていますね。



事務所カフェでは、「新規開業における資金相談（政策金融公庫同席あり）」「事業計画書作成（3つのJに基づく収支計算など）」「組織作りに対する悩み相談（コミュニケーションシステムや評価基準の構築）」「新規事業に伴う予算作り（儲けのカーナビ）」から、「ちょっとお茶飲みに来ました！」まで対応しています。もちろんお茶代は無料ですので、是非お立ち寄りください！ 河原 治



息子が産まれて5ヶ月が経ちました。体重も8キロを超え、生まれた時から比べると倍以上に成長しました。妻と「首も据わって抱っこしやすくなったね。」と話をしながら産まれてから私が撮った写真を見返していました。スマートフォンとデジカメを使い撮影した枚数を数えてみると、なんと約5,500枚になっていました(汗)。常日頃、妻からは「せっかく撮っても印刷してくれないもったいない」と言われていたのをサボっていたので、その場で「いつ印刷するか決めて」と(大汗)。もう少し先延ばしにするよう妻を説得してもらおうと義妹に相談すると「フォトブック」を作成してくれるスマートフォンのアプリを教えてくださいました(500円フォトブックというアプリです)。自分のスマートフォンに保存している写真をレイアウトし、データを送信すると、数日後に製本されたフォトブックが届きます。私が頼んだものは、メール便での郵送料込みで、810円でした。正方形 A5 サイズの48ページに各1枚~4枚の写真をレイアウトできます(最大で192枚です)。たくさん印刷することを考えると、自宅のプリンタで印刷するよりも安いかもしれません。何よりも本として残るので、妻と二人で喜んでいきます。息子が大きくなった時にたくさんの写真を見せてあげられるようにもっともっと写真を撮りたいと思います！（池田 晃幸）



1ページどアップの写真は特に気に入っています！

税制改正!

平成 25 年度の税制改正では雇用・所得の拡大を目的に下記の制度が創設・改正されました。所得拡大促進税制は給与総額が増加した場合に、雇用促進税制は従業員数が増加した場合に税額控除が認められる制度です。所得拡大促進税制と雇用促進税制は選択適用となります。皆さまの事業所でも適用できる可能性がございますので、一度検討されてみてはいかがでしょうか。

| | 所得拡大促進税制(創設) | 雇用促進税制(改正) |
|------|--|--|
| 概要 | 内雇用 に対する給与支給額を増加させた場合、支給増加額について、(業は)の税額控除が認められます。 | 事業年度 に雇用 数を5人以上(業は 人以上)かつ以上増加させる 一の を たした場合に、雇用 数の増加 人あたり 円の税額控除が認められます。 |
| 期間 | 平成 5年 月 日から平成 年 月 日までの に開始する各事業年度 | 平成 5年 月 日から平成 年 月 日までの に開始する事業年度 |
| 適用要件 | 給与 支給額が基準事業年度の給与 支給額と比 して5 以上増加していること 給与 支給額が 事業年度の給与 支給額を下 らないこと 平 給与 支給額が 事業年度の平 給与 支給額を下 らないこと 色 書を する事業 であること 内雇用 とは、人の使用人(員 その 員の特 を除く。)のうち 内の事業所に 務する雇用 をいいます。 | 一 内に、ローワークや の「雇用促進計画」の が に事業 合による がいないこと 基準雇用 数が5人以上(業は 人以上) 給与 支給額が比 給与 支給額以上であること 基準雇用 合が 以上であること 適用事業を っていること 色 書を する事業 であること この制度における雇用 とは、人の使用人のうち雇用保 の一 保 であるものをいい、使用人から 員の特 使用人 務 員は除かれます。 |



上記の内容に して、用 などご な がございましたら、お気 に 所まで(5) お い合わせください。

事業内容 ームページは <http://www.bakery-no1.com>

1. 近なパートナーとしての税務
2. 「金 」や「目 」を としたショップ経 のサ ート
3. 「儲かるお店をつくる5ステップ」など 店 ミナー・
4. 計業務 (業務改 入力代)

541-0048 大 3-2-15 本 ビル3

TEL:06-6205-8211 FAX:06-6205-8212 e-mail:info@bakery-no1.com



編集後記 先日、新年度ということで、レーボール の に 加してきました。「では、実 に体 で実 を始めましょう。」ルール改正 を聞いてから、す に体 に っ、 の実 を います。体 では 生が2 ーム しており、実 に 合をしてくれます。私の の が ってきました。「はい、そこは でしたね。」「 のは気を けましょう。」など メ しを けながら、何とか をこなすことができました。ス ー の でもルール改正は に われており、それに対して に対応していかなければなりません。ルールがあるからこそ、 することができ、対 に することができます。 は レーボールを してそのことを く感じました。これから 事をする上でも、 な「ルール」を大 に、改正に対応し、 っていくことを改めて がけていきたいと思ひます。(喜) ライ ンスを持った 員に を けています。

